

11100

埼玉県

さいたま市

〈補助金、融資、奨励金〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
さいたま市産業立地促進補助金交付要綱	H17.10	<p>1. 対象産業分野</p> <p>ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料、エネルギー、製造技術、社会基盤、フロンティア、食品関連</p> <p>2. 対象機能</p> <p>対象産業分野の企業に係る本社機能、東日本の活動拠点機能、研究開発機能、製造機能</p> <p>3. 事業実績</p> <p><主な交付条件></p> <p>○1年以上の事業実績 (大型の特例は、3年以上の事業実績)</p> <p>○立地後 10 年以上の事業継続</p> <p>4. 立地規模</p> <p>補助対象床面積 1,000 m²を超えること (中小企業特例は、床面積条件なし) (大型の特例は、補助対象床面積 1,000 m²を超えること、かつ常時雇用者数 500 人以上)</p> <p>5. 投下固定資本額</p> <p>3億円以上 (中小企業特例は、1億円以上) (大型の特例は、50 億円以上)</p>	<p>補助金</p> <p>○投下固定資本額(本社機能や研究開発機能や東日本の活動拠点機能や製造機能の整備に要した建物の建設経費及び、償却資産の取得経費)の 10%</p> <p>○限度額 2億円 (大型の特例は 10 億円)</p> <p>○交付方法 10 年分割交付</p>
さいたま市産業進出促進事業所等賃借料補助金交付要綱	H18.2	<p>1. 対象産業分野</p> <p>ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料、エネルギー、製造技術、社会基盤、フロンティア、食品関連</p>	<p>補助金</p> <p>○3ヶ月分の建物賃借料(敷金、保証金、共益費を除く)</p> <p>○限度額 300 万円 (大型の特例は、600 万円)</p>

		<p>2. 対象機能 対象産業分野の企業に係る本社機能、東日本の活動拠点機能、研究開発機能、製造機能</p> <p>3. 事業実績 <主な交付条件> ○1年以上の事業実績 (大型の特例は、3年以上の事業実績) ○進出後3年以上の事業継続</p> <p>4. 立地規模 ○中小企業特例の場合、常時雇用者数5人以上 ○一般企業の場合、常時雇用者数 10 人以上(研究開発機能の場合、常時雇用者数5名以上) ○大型特例の場合、常時雇用者数 100 人を超えること、又は補助対象床面積 1,000 m²を超えること</p>	<p>○交付方法 一括交付</p>
--	--	--	-------------------

【詳しくはこちら(<https://www.city.saitama.jp/005/002/004/p046851.html>) ←さいたま市 HP】

11201

埼玉県

川越市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
川越市企業立地奨励金等交付要綱	H23.4 制定 H26.4 改正 H30.4 改正 H31.4 改正	<p>1 市内に事業所を有しない企業等が、市内に新たに事業所を設置 市内に事業所を有する企業等が、市内の別の場所に新たに事業所を設置</p> <p>2 対象企業等の業種 製造業 情報通信業</p> <p>3 立地する事業所の敷地面積が1,000 m²以上で、かつ、その事業所の延床面積が500 m²以上</p> <p>4 立地する事業所において常時雇用する従業員数10人以上</p>	<p>○企業立地奨励金</p> <p>立地した事業所の土地・家屋及び償却資産に係る固定資産税・都市計画税相当額を合計した額に次に掲げる割合を乗じて得た額を操業開始後最初の固定資産税課税年度の翌年度から起算して3年間交付。本社機能・研究所機能を有するもの、もしくは埼玉県鶴ヶ島ジャンクション周辺地域基本計画についての地域経済牽引事業計画について埼玉県知事承認を得て行う立地の場合は下記交付率。</p> <p>第1年度 10分の10以内 第2年度 10分の8以内 第3年度 10分の6以内</p> <p>上記以外の立地の場合の交付率は第1・第2・第3年度全て2分の1以内とする。</p> <p>○雇用促進奨励金</p> <p>企業立地奨励金の対象事業者が、立地した事業所の操業等開始時に、川越市内に住所を有する者を新たに常時雇用する従業員として雇用した場合で、その者を1年以上雇用継続したときには、その新規雇用従業員1人当たり30万円(限度額300万円)を1回交付。</p>

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
熊谷市企業の立地及び拡大の支援に関する条例	H22.12 制定 H23. 4 施行 H27.12 改正 H28. 4 施行 H30. 4 施行	1.業種 農業(農業保険法(昭和 22 年法律第 185 号)第 98 条第1項第7号に規定する施設園芸を行うものに限る。)、建設業、製造業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業(ただし、小売業については商業地域及び中心市街地におけるものを除き、物品等を保管することを目的とするもののみ)、サービス業(自動車一般整備業、その他の自動車整備業、一般機械修理業(建設・鉱山機械を除く)、建設・鉱山機械整備業、電気機械器具修理業及びコールセンター業に限る)、宿泊業(旅館、ホテルに限り、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第2条第6項第4号に掲げる営業を営むものを除く。)、医療(医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第1条の5第1項に規定する病院又は 10 人以上の患者を入院させるための施設を有する同条第2項に規定する診療所に限る。)、サービス業(自動車一般整備業、その他の自動車整備業、一般機械修理業(建設・鉱山機械を除く。)、建設・鉱山機械整備業、電気機械器具修理業及びコールセンター業に限る。) 2.市内に事業所を新設等すること	奨励金 ①業所新設等奨励金 新設等した事業所に係る固定資産税相当額(10/10)を操業後3年度分(規則で定める新エネルギーに係る環境関連企業並びに本社機能の移転については5年度分交付) ②雇用促進奨励金 雇用開始後1年経過時点での市民の新規雇用従業員1人当たり正規雇用の場合 50 万円を、非正規の場合 20 万円を1回(限度額 3000 万円)、更に2年間(計 3 年)経過で正規雇用に限り1人当たり 20 万円を1回交付(限度額 2000 万円) ③従業員転入促進奨励金 市内転入した正社員1人当たり 10 万円を1回交付(限度額1千万円) ④太陽光発電設備設置奨励金 出力10kW以上の太陽光発電設備を設置した場合、出力1kW 当たり 35 万円を1回交付(限度額 500 万円) ⑤太陽熱温水器設置奨励金 集熱面積 15 m ² 以上の太陽熱温水器を設置した場合、集熱面積に1m ² 当たり 15 万円を1回交付(限度額 500 万円) ⑥雨水利用設備設置奨励金 貯留量5m ³ 以上の雨水利用設備を設置した場合、貯留量1m ³ 当たり5万円を1回交付(限度額 500 万円) ⑦緑化推進奨励金 法令等で定められた面積を超えて緑地を設置した場合、設置に要した費用の 1/2 を1回交付(限度額 1000 万円) ⑧埋蔵文化財発掘調査奨励金

	<p>3.投下固定資産額が5,000万円(その区域が中心市街地である場合にあっては、3,000万円)以上であること又は事業所の敷地面積が2,000㎡以上若しくは床面積が1,000㎡(その区域が中心市街地である場合にあっては、100㎡)以上又は常用従業員が50人以上のコールセンターであること</p> <p>4.新設等のために賃借した土地及び建物の賃借料の合計が1月当たり20万円以上であること(その区域が中心市街地である場合に限る)</p> <p>5.製造業の事業所の場合は、市と公害の防止に関する協定を締結していること</p>	<p>埋蔵文化財の発掘調査を実施した場合、調査に要した費用の1/2を1回交付(限度額1000万円)</p> <p>⑨従業員転入奨励金 市内へ転入した正社員に対して20万円(金券)を1回交付</p>
--	--	--

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
川口市企業立地補助金交付要綱	H15. 4	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市内で製造業を営み、又は新たに営もうとする事業者で、市税を完納している者 2. 製造を行う工場面積が 100 m²以上の新增設を行う事業者 3. 貸工場の場合は、所有者と借家人(法人にあつてはその代表者)が3親等以内の親族でないこと 4. 都市計画法上の準工業地域、工業地域、工業専用地域内であること 	<p>助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○固定資産税等相当額補助金 固定資産税等に相当する額の 1/2、3年度間、1年度 200 万円限度 ○貸工場賃借料相当額補助金 家賃相当額の 1/2、24 ヶ月、月額 10 万円(年度内 120 万円)限度 ○雇用促進補助金 固定資産及び貸工場の補助金に該当した事業者が、工場を操業開始した日から1年を経過した日(以下「基準日」とする)の前日までに雇用し、その後、基準日より1年間継続して市内に住所を有する新規従業員を雇用した場合、1人あたり 20 万円、300 万円限度
川口市中小企業融資条例 (産業立地促進資金融資)	H14. 4	<ol style="list-style-type: none"> 1. 製造業を行っている方で、この融資を受けた日から2年以内に市内において当該事業と同一の事業を行うため新たに事業所を設置し、当該事業所において事業を開始する具体的な計画を有する中小企業者 2. 申請日以前3年以上引き続き同一の場所に事業所を有すること 3. 申請日以前3年以上引き続き同一の事業を行っていること 4. 保証協会の保証対象業種を営んでいること 5. 許認可等が必要とされている事業にあつては、その許認可を取得していること(有効期限内で名義人は申請者と同一であること) 6. 租税を完納していること 	<p>融資</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象者 市内の工業適地(工業専用地域、工業地域又は準工業地域)に新たに事業所を設置して生産を行う製造業者 2. 資金使途 事業用地の購入費を含む設備資金(既に取得又は建設したものに要する資金は除く) 3. 限度額 2億 8,000 万円 4. 貸付期間 20 年以内 5. 据置期間 2年以内 6. 返済方法 分割返済 7. 利率 年 1.1% 8. 担保 原則として必要 9. 連帯保証人 ・個人 原則不要 ・法人 原則代表者 10. 信用保証 必要に応じて付する

		7. 貸付金の返済が確実であること	
--	--	-------------------	--

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
行田市企業誘致条例	H25.4	<p>【対象業種】 製造業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、自動車整備業、機械等修理業、コールセンター</p> <p>※ショッピングモール等の商業施設にテナントとして出店する店舗は対象外とします。</p> <p>【交付要件】 次の1から5のすべての要件に該当すること。</p> <p>1 事業所の敷地面積が 1,000 m²以上であること。敷地の拡張を伴う増設の場合は拡張部分の敷地面積が 500 m²以上であること。</p> <p>2 事業所の床面積が 500 m²以上であること。増設の場合は拡張部分の床面積が 250 m²以上であること。</p> <p>3 公害を発生させる恐れがないこと。</p> <p>4 市税等の滞納がないこと。</p> <p>5 新設等を行った事業所において常時雇用する従業員(雇用保険の被保険者であり、新設等を行った企業と雇用関係にある者に限る)が 10 人以上であること。</p> <p>※増設とは、敷地内に事業所を拡張すること又は当該敷地に隣接する土地に事業所を拡張することをいう。</p> <p>※既存事業所の敷地内に増設する場合は、敷地面積 1,000 m²以上で増設部分の床面積 250 m²以上であること、隣接地に敷地を拡張して増設する場</p>	<p>(1)企業立地奨励金</p> <p>① 施設設置奨励金 ・取得、又は賃借した土地、建物、償却資産に対して課された固定資産税・都市計画税相当額を事業開始の翌年度から3年度分交付する。 ※行田市内に本店登記をしている場合、3年間、年 500 万円追加交付</p> <p>② 雇用促進奨励金 ・事業開始前6ヵ月から事業開始後6ヵ月までに新たに雇用された者が、事業開始後1年経過時まで引き続き市内に居住し、雇用されている場合、1人につき 50 万円を交付する。 (上限 500 万円、1回限りの交付) ※行田市内に本店登記をしている場合、対象者1人当たり 75 万円を交付(1回限り、上限 1,500 万円)</p> <p>③ 太陽光発電設備設置奨励金 ・出力 10KW 以上の太陽光発電設備設置した場合、1KW 当たり 35 万円を交付する。 (上限 500 万円、1回限りの交付) ※国、県その他の団体から同種の補助を受けている場合は、設置に要した費用から当該補助を受けた額を控除した額のいずれか少ない額を交付する。</p> <p>④ 太陽熱温水器設置奨励金 ・集熱面積 15 m²以上の太陽熱温水器を設置した場合、1m²当たり 15 万円を交付する。 (上限 500 万円、1回限りの交付) ※国、県その他の団体から同種の補助を受けている場合は、設置に要した費用から当該補助を受けた額を控除した額のいずれか少</p>

		<p>合には、拡張部分の敷地面積が 500 m²以上で増設部分の床面積が 250 m²以上であることが要件となります。</p> <p>※市税等には、市税の他に負担金、使用料等も含まれます。</p>	<p>ない額を交付する。</p> <p>⑤ 上水道口径別加入金奨励金 ・口径別加入金を納付した場合、当該金額の 1/2 を交付する。 (上限 500 万円、1回限りの交付)</p> <p>⑥ 下水道受益者負担金奨励金 ・受益者負担金を納付した場合、当該金額の 1/2 を交付する。 (上限 1,000 万円、1回限りの交付)</p> <p>⑦ 用地取得奨励金 ・事業用地を取得(事業開始前5年以内の取得のもの)した場合、取得費の 1/2 を交付する。(上限 1,000 万円、1回限りの交付)</p> <p>⑧ 従業員転入奨励金 ・既雇用従業員が、事業開始後6ヶ月以内に市内へ転入し、1年間継続して市内に住所を有し、かつ継続して雇用されている場合、1人につき 10 万円を交付する。 (上限 300 万円、1回限りの交付)</p> <p>※行田市内に本店登記をしている場合、対象者1人当たり 25 万円を交付(1回限り、上限 1,500 万円)</p>
--	--	--	--

11207

埼玉県

秩父市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条 例 名	制定年月	対象者の要件	内 容
秩父市工場等誘致条例	H17.4	工場等の新設、移設・増設 1. 敷地面積 新設:3,000 平方メートル以上 移設・増設:1,500 平方メートル以上 2. 延床面積 1,000 平方メートル以上 3. 従業員数 ・常時雇用:10 人以上 ・秩父市民の新規雇用 (奨励金 C のみ) 新設:5人以上 移設・増設:3人以上 (かつ、移設・増設前より常時雇用者数が増加していること) 4. 公害発生のおそれのないこと 5. 優遇措置対象として指定を受けた日から5年以内に全ての要件を満たすこと	(1)固定資産税相当額奨励金(奨励金 A) 固定資産税(土地・家屋・償却資産)相当額を3年間交付 ※操業開始届受理日以後最初の課税年度から3年間 (2)水道加入金相当額奨励金(奨励金 B) 水道加入金の2分の1(上限 1,000 万円)を交付 (3)投下固定資本額奨励金(奨励金 C) 建物・償却資産の建設費(取得費)及び土地造成費の5%または3%を、5年間に分割して交付 新設:5%(上限1億円) 移設・増設:3%(上限 5,000 万円) ※操業開始届受理日の翌年度から5年間 【大型特例】 常時雇用者数が 200 人以上かつ秩父市民の新規雇用が 15 人以上の場合、奨励金 C の上限額が、新設:5億円、移設・増設:1億円
秩父市企業競争力強化支援事業補助金交付要綱(のうち「水道多量使用事業」)	H24.3	市内に事業所を有する個人または法人	年間上水道使用量(のうち、事業に使用したものに係るもの)が 4,000 立方メートルを超え 10 万立方メートル以下の分に対して1立方メートル当たり 15 円、10 万立方メートルを超えた分に対して1立方メートル当たり 20 円(上限 1,000 万円)
先端産業育成補助金	H29.4	市内中小企業者または市内中小企業者と連携して補助対象事業に取り組もうとする中小企業者	先端産業(無人航空機、自動走行システム、医療福祉分野)に関する新技術の開発・新製品の試作及び開発等に掛かる原材料費、加工費、委託費、機械装備費、技術導入費、運搬費等の 2/3(上限 100 万円)

11208

埼玉県

所沢市

(企業立地等奨励金)

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円以上)	従業員 (人以上)			
所沢市企業立地支援条例 (H25.12 制定、H30.4 改正)		所沢市で、工場等の新設、移転、拡張に対して、立地にあたり取得した土地、建物及び償却資産に係る固定資産税、都市計画税相当額を3年間または5年間奨励金として交付します。このほか、雇用促進奨励金(新たに市民を雇用)、障害者雇用促進奨励金(雇用促進奨励金が限度額に達している場合で、更に障害者を雇用)、企業立地協力者奨励金(立地する事業者に対して土地等を譲渡・貸付した場合)、特例子会社設立奨励金(市内に特例子会社を設立した場合)もございます。 詳しくはこちら(所沢市企業立地支援奨励金制度のご案内)		

〈都市型産業等育成補助金〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円以上)	従業員 (人以上)			
所沢市都市型産業等育成補助金交付要綱 (H30.8 制定、H31.4 改正)		所沢市内で、対象業種に該当し、新たに事務所等を賃借する法人、または、個人の方に対し、その賃借料を最長24か月間、月額10万円(上限)補助する制度です。対象業種は、製造業、情報通信業、自然科学研究所、・アニメーション・コンテンツ・ICT関連産業など。上記以外の業種でも、以下の本社(主として総務・人事を行う社員6人以上が常駐する本社)については対		

	象となります。 詳しくはこちら(所沢市都市型産業 等育成補助金制度のご案内)		
--	---	--	--

11209

埼玉県

飯能市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
飯能市企業立地奨励金等交付要綱	H17.4	<p>〈対象業種〉</p> <p>○農業・林業・製造業・情報通信業・運輸業及び特定施設誘導地域内又は飯能大河原工業団地内に立地された事業所で市長が認めるもの</p> <p>〈条件〉</p> <p>①新たに土地又は家屋を取得するか、新たな土地又は家屋を賃貸借で借り受けて事業所等を設置したとき</p> <p>②閉鎖中の施設を取得又は賃貸借で借り受けて事業所等を設置したとき</p> <p>③いずれも市長が認めるものとする</p> <p>〈対象〉</p> <p>○奨励金対象業種であり、次の①と②のどちらかの要件を満たし、かつ、次の③、④の要件を満たすもの</p> <p>①事業所等敷地面積 2,000 m²以上</p> <p>②事業所等延床面積 1,000 m²以上</p> <p>③従業員数 10 人以上の事業所であること（林業においては 5 人以上）</p> <p>④その他：公害を発生するおそれのない事業所等</p>	<p>企業立地奨励金</p> <p>○固定資産税に相当する額を事業開始後3年間を限度として交付（閉鎖中の施設を取得又は賃貸借で借り受けて事業所等を設置したときは、固定資産税相当額に 5/10 を乗じて得た額）</p>
		<p>〈対象業種〉</p> <p>○農業・林業・製造業・情報通信業・運輸業及び特定施設誘導地域内又は飯能大河原工業団地内に立地された事業所で市長が認めるもの</p> <p>〈条件〉</p> <p>○立地を決定した日以後、市内に在住する者 10 人以上を新規に従業員として雇用し、当該雇用が引き続き1年以上継続されたとき</p>	<p>雇用促進奨励金</p> <p>○1人当たり 10 万円を事業開始後3年間を限度として交付（同一年度内の限度額は 500 万円）</p>

		<p>〈対象〉</p> <p>○企業立地奨励金の交付対象事業者であること</p>	
飯能市サテライトオフィス等促進事業補助金交付要綱	H28.4	<p>次の①②のいずれにも該当するもの</p> <p>①補助金の申請時において3年以上継続して事業を行っている事業者で、サテライトオフィス等を設置した後3年以上計画的に事業を実施することが見込まれる者であること</p> <p>②新たに設置するサテライトオフィス等に役員又は従業員を2人以上置く事業者であること</p>	<p>○新設サテライトオフィス等に係る設置費・改修費の1/2以内(設置初年度のみ、限度額50万円(賃借料の補助と併用した場合は限度額86万円))</p> <p>○新設サテライトオフィス等に係る賃借料の1/2以内(限度額36万円/年、操業開始から3年間)</p> <p>○新設サテライトオフィス等に係る通信回線・機器使用料の1/2以内(限度額24万円/年、操業開始から3年間)</p> <p>○新設サテライトオフィス等に係る人件費(市内在住の新規雇用者、又は市内への従業員転入者に限る)を10万円/人(限度額40万円/年、操業開始から3年間)</p>

11211

埼玉県

本庄市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
本庄市企業誘致条例	H18.3	<p>○市内に、製造業、情報通信業、運輸業を新設又は増設する企業で、次のいずれかの要件に該当すること</p> <p>1. 事業所の用地面積が、新設は3,000㎡以上(増設は1,500㎡以上)で、かつ、事業開始に伴い、市内に居住する者を1人以上雇用すること</p> <p>2. 新設又は増設した事業所の投下資本額(固定資産税対象資産)が1億円以上で、かつ、事業開始に伴い、市内に居住する者を1人以上雇用すること</p>	<p>奨励金</p> <p>① 施設奨励金 企業が取得した土地、家屋及び償却資産に賦課される固定資産税及び都市計画税に相当する額を3年間交付。</p> <p>②設備投資奨励金 既設事業所の設備投資について、事業開始後最初に賦課される固定資産税の当該設備投資に係る償却資産に相当する額を当該年度に限り交付。</p> <p>③雇用促進奨励金 企業が新規雇用した人数に10万円を乗じた額(300万円を限度とし、1回限り)を交付。</p> <p>④法人市民税奨励金 企業が事業開始の日の属する年度の翌年度に係る法人市民税(100万円を限度とし、1回限り)を交付、ただし、本庄市企業誘致条例は、新設のみ該当する。</p>

11212

埼玉県

東松山市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
東松山市がんば る企業応援条例	H28. 4	次のいずれにも該当すること。 1 工場、流通業務施設若しくは研究施設の用に供する事業所又は本社機能を有する事業所の新設、拡張又は設備投資であること。 2 事業内容が都市計画法及び関係法令に適合すること。 3 事業の用に供するための投下固定資産額(土地、家屋及び償却資産の取得合計額)が4,000万円以上であること。 4 市税等を滞納していないこと。 5 産業の振興に寄与するものと市長が認めるものであること。	奨励金 ○事業所新設奨励金 新設した事業所に対して賦課される固定資産税及び都市計画税に相当する額を奨励金として交付します。(納付分を翌年度交付) ○事業所拡張奨励金 既存の事業所の敷地内または隣接地に拡張した事業所に対して賦課される固定資産税及び都市計画税に相当する額を奨励金として交付します。(納付分を翌年度交付) ○設備投資奨励金 新たな設備の設置に対し、増加した償却資産に賦課される固定資産税に相当する額を奨励金として交付します。(納付分を翌年度交付) ○詳しくはこちら(市ホームページ http://www.city.higashimatsuyama.lg.jp/business_sangyo/kigyo/1453786561092.html)

11214

埼玉県

春日部市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
春日部市企業誘致条例	H17.10	○適用地域に工場等の新設する者 1. 敷地面積 3,000 m ² 以上 2. 延床面積 1,000 m ² 以上 3. 常時雇用従業員数 10人以上又は市内に住所を有する5人以上	奨励金 1. 当該指定を受けた工場等に係る固定資産税(指定企業が納税義務者となる者に限る)について、操業開始日以後最初の課税年度から3年間を限度とし、各年度に納付すべき固定資産税相当額に以下に掲げる割合を乗じた額の奨励金を予算の範囲内で交付 第1年度 固定資産税相当額の10/10以内 第2年度 固定資産税相当額の9/10以内 第3年度 固定資産税相当額の8/10以内 2. 水道加入分担金の納付を行った指定企業に対して、水道加入分担金相当額の5/10以内の割合を乗じた額の奨励金を予算の範囲内で交付

11215

埼玉県

狭山市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
狭山市企業立地奨励金等交付要綱	H18.3	1.対象となる業種 製造業、運輸業、情報通信業、自然科学研究所	企業立地奨励金 (大企業の場合) 1.立地した事業所の土地、家屋及び償却資産に係る固定資産税、都市計画税相当額の1/3の額を交付 2.交付期間は3年間 3.年度毎の交付限度額は1千万円
		2.交付の要件 (1)立地する事業所の敷地面積が2,000㎡以上か、延床面積が1,000㎡以上(中小企業は、敷地面積1,000㎡以上、延床面積500㎡以上) (2)常時雇用従業員数が10人以上であること(中小企業が立地する場合は人数制限なし)	(中小企業の場合) 1.立地した事業所の土地、家屋及び償却資産に係る固定資産税、都市計画税相当額の1/2の額を交付 2.交付期間は5年間 3.年度毎の交付限度額はなし
		1.雇用促進助成金 奨励金の交付申請時において、狭山市内居住者を新規に1年以上常時雇用していること	その他助成金(奨励金を受ける企業を対象とする) ○狭山市内居住者の新規雇用従業員1人あたり20万円交付 ○限度額は400万円 ○交付回数は1回
		2.正規従業員雇用促進助成金 雇用促進助成金対象者であり、かつ正規従業員であるとき	○正規従業員1人あたり30万円を雇用促進助成金に上乗せして交付 ○交付回数は1回
		3.障害者雇用促進助成金 雇用促進助成金対象者であり、かつ、身体障害者等(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳の交付を受けている者)であるとき	○身体障害者等1人あたり10万円を雇用促進助成金に上乗せして交付 ○交付回数は1回
4.女性雇用促進助成金 雇用促進助成金対象者であり、かつ女性であるとき	○女性1人あたり10万円を雇用促進助成金に上乗せして交付 ○交付回数は1回		

		<p>5.社会進出応援助成金 雇用促進助成金対象者で女性もしくは障害者であり、雇用促進助成金の交付算定外(交付を受けていない者)であるとき</p>	<p>○女性、障害者1人あたりそれぞれ10万円を交付 ○限度額は、女性・障害者それぞれ100万円 ○交付回数は1回</p>
		<p>6.環境保全施設設置助成金 立地企業の施設にリサイクル、省エネルギーや、自然エネルギー利用等、環境への負荷軽減に役立つ設備を導入したとき</p>	<p>○リサイクル施設等の設置費用の1/2を交付 ○限度額は300万円 ○交付回数は1回</p>
		<p>7.水道利用加入助成金 立地に伴って給水装置を新規に設置したとき</p>	<p>○水道利用加入金の1/2を交付 ○限度額は300万円 ○交付回数は1回</p>
		<p>8.埋蔵文化財発掘調査助成金 立地に伴って埋蔵文化財の発掘調査を行ったとき</p>	<p>○発掘調査に要した費用の1/2を交付 ○限度額は300万円 ○交付回数は1回</p>

11216

埼玉県

羽生市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
① 次のいずれかに該当する企業等であること ア) 工場等を新設して、自ら或いは賃貸により、事業を行う企業等 イ) 新設した工場等を賃借して事業を行う企業等 ② 公害発生のおそれのないこと ③ 市税の滞納がないこと ④ 当該事業を開始していること	—	0.7/100 に軽減 (適用区域に工場等を新設する場合に限る)	固定資産税	5年間 (事業開始後)

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
羽生市企業立地促進に関する奨励金交付要綱	H22.9	適用区域に工場等を立地し、併せて次に掲げる道路整備を実施した企業等 ① 工場等の立地に必要な道路整備を実施した企業等 ② 企業誘致推進のため、市長が特に必要と認める道路整備を実施した企業等	次に掲げる費用を奨励金として交付 ① 道路整備に要した工事費相当額 ② 道路用地取得費相当額 (限度額 5,000 万円)

11217

埼玉県

鴻巣市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
鴻巣市企業 誘致条例	H23.9	工場等の新設・増設	固定資産税及び都市計画税相当額を3年間交付(限度額1千万円で増設及び移設は相当額の1/2)
	H28.3.30 改正 H28.10.1 施行	市民の新規雇用1年以上	1人あたり30万円を交付(1回) 限度額 900万円

11218

埼玉県

深谷市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円以上)	従業員 (人以上)			
工場等の投資固定資産の総額 10,000	工場等の設置により、市内に居住する者の新たな雇用創出が図れること	0.7/100 に軽減	固定資産税	5年間 ※工場等が操業を開始した日の属する年の翌年の1月31日までに市長に申請すること
※指定の対象となる事業 ①製造業に属する事業 ②運輸業のうち、道路貨物運送業及び倉庫業に属する事業				

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
深谷市工場等立地促進条例	H18.1	○工場等の投資固定資産の総額が10億円以上であること ※指定の対象となる事業 ・製造業に属する事業 ・運輸業のうち、道路貨物運送業及び倉庫業に属する事業 ※工場等の設置により、市内に居住する者の新たな雇用創出が図れること	奨励金 ※税制上の優遇措置に加え、 ①工場等立地奨励金 投資固定資産に対する固定資産税相当額(5年間の不均一課税0.7/100のうち)3年間を奨励金として交付 ②雇用奨励金 工場等の設置により、市内に居住する者の新たな雇用創出が5人以上となる場合に、1人当たり30万円/年を3年間交付 限度額 1億円 ③緑化奨励金 工場等の設置時に、規則で定める緑地面積に1㎡当たりの緑化に要する費用(当該費用が10,000円/㎡を超える場合は10,000円/㎡)を乗じて得た額の1/2の額を1回に限り交付 限度額 5,000万円

11221

埼玉県

草加市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
草加市企業立地促進条例	H20.9	新たに事業所の土地や建物を所得 又は賃貸する企業等	奨励金 ○事業所に係る固定資産税及び都市計画税又は事業所の賃借料の一部(限度額は要件により200万円～1,500万円)

11224

埼玉県

戸田市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
戸田市産業立地推進 事業補助金交付要綱	H20.4	製造業・運輸業等を営む者で工業地域・準工業地域に工場等を立地し事業を行う者	補助金
		○工業地域等に工場等(延床面積100㎡以上の施設)を立地し、自ら事業を行う者	【工場等の新設及び増設】 ○固定資産・都市計画税の1/2以内 1企業1申請 300万円以内(3年間)
		○工業地域等に新たに100㎡以上の工場等を借りる者	【工場等の賃借】 ○年間家賃の1/2以内 1企業1申請につき120万円、月額10万円(2年間)
		○工業地域等で新たに事業に供する1000万円以上の設備を自ら導入した者	【設備投資】 ○固定資産税の1/2以内 限度額50万円(3年間)
		○工業地域等に上記補助対象に係る工場等の新設、増設、賃借又は設備投資をした者が、1年以上戸田市に住所を有する新従業員を1年間継続して雇用した場合	【雇用促進】 ○1人30万円(1年間)

11225

埼玉県

入間市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
入間市商工業振興条例	S60.6 (S62.6 H4. 3 H14.12 H18.12 H28. 3 H28. 9 H29.2 改正)	特定地域への立地企業の新設(製造部門に供する部分が製造部門の建築面積の5割以上であるもの、製茶業を除く)	助成金 ○(生産施設建設費－5,000万円)×5% ○限度額 1億円 ○3年間分割給付
		1.従業員 20 人以上のもの 2.自然科学研究所、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業は従業員 10 人以上のもの 3.市長が特に認めたもの	
		特定地域への立地企業の移転・増設(製造部門に供する部分が製造部門の建築面積の5割以上であるもの、製茶業を除く)	助成金 ○(生産施設建設費－3,000万円)×3% ○限度額 5,000万円 ○3年間分割給付
		特定地域への新設、移転及び増設用地の取得(製茶業を除く)	助成金 ○(用地取得費－5,000万円)×5% ○限度額 2,000万円 ○3年間分割給付
		1.従業員 20 人以上のもの 2.自然科学研究所、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業は従業員 10 人以上のもの 3.2年以内に工場を建設するもの(製造部門に供する部分が建築面積の5割以上であるもの) 4.市長が特に認めたもの	

11232

埼玉県

久喜市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
久喜市企業誘致条例	H22.12	①菖蒲北部地区又は菖蒲南部産業団地において操業を開始した企業： ○H25.3.31までに菖蒲北部地区等の土地を取得又は賃借 ②清久工業団地周辺地区において操業を開始した企業： ○敷地面積 3,000 m ² 以上 ○延床面積 1,000 m ² 以上 ○常時雇用従業員数 10人以上 ○土地区画整理事業完了年度の翌年度から3年以内に清久工業団地周辺地区の土地を取得又は賃借 ○取得日から5年以内に操業開始	企業立地奨励金 ①菖蒲北部地区又は菖蒲南部産業団地： ○固定資産税相当額の1/4(3年度分) ②清久工業団地周辺地区： ○固定資産税及び都市計画税相当額(3年度分)
		清久工業団地周辺地区において操業を開始した指定企業： ①雇用促進助成金 ○市内在住者を新たに1年以上継続雇用 ②障がい者雇用促進助成金 ○市内在住の障がい者を新たに1年以上継続雇用 ③水道利用加入助成金 ○事業所設置に当たり加入金を納入 ④雨水浸透施設設置助成金 ○事業所設置に当たり雨水浸透施設を設置	特定助成金 ①雇用促進助成金 ○1人当たり10万円(限度額300万円) ②障がい者雇用促進助成金 ○1人当たり30万円 ③水道利用加入助成金 ○久喜市給水条例第6条の2に規定する加入金の1/2 ④雨水浸透施設設置助成金 ○設置費用の1/2(限度額300万円) ※それぞれの種類ごとに1回限り

11239

埼玉県

坂戸市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
中小企業等で生産性向上特別措置法に基づく先端設備等導入計画の認定を受けた者 ※中小企業とは、次の法人又は個人をいう。ただし、発行済株式の総数の2分の1以上が同一の大規模法人に所有されている法人等を除く。 ① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人 ② 資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人 ③ 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人		固定資産税の課税標準を3年間ゼロとする	一定の要件を満たす減価償却資産	3年度間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
坂戸市工場誘致条例	H8.4 (改正 H20.3)	特定地域内への工場等の新設、移設 1. 公害の発生のおそれがないこと 2. 敷地面積 2,000 m ² 以上 3. 延床面積 1,000 m ² 以上 4. 常時雇用する従業員の数(創業等開始持までの採用予定人員を含む。)が20人以上	奨励金 ①工場等設置奨励金 ○当該年度に納付すべき固定資産税相当額に1/2を乗じて得た額を当該年度の翌年度に交付(4年間) ②雇用促進奨励金 ○操業等開始時に市内居住者を雇用した場合、1年継続するごとに交付、1人につき10万円 ○限度額 1事業所につき同一年度内300万円(3年間)

11240

埼玉県

幸手市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
幸手市幸手中央地区産業団地企業誘致条例	H25.3	<p>○幸手中央地区産業団地に事業所を新設する企業</p> <p>1.事業所の敷地面積が5,000平方メートル以上であること</p> <p>2.事業所の延床面積が1,500平方メートル以上であること</p> <p>3.事業所において、常時雇用する従業員数が15人以上であること</p> <p>4.市税の滞納がないこと</p> <p>5.市長と公害防止協定を締結していること</p>	<p>奨励金</p> <p>①施設設置奨励金 (交付要件) 新設を行った場合 (交付額及び回数) 新設のために取得した土地、建物及び償却資産に対して課された固定資産税及び都市計画税に相当する額を、事業所における事業開始の日の属する年度の翌年度(当該年度に当該固定資産税及び都市計画税が課されない場合は、その翌年度)から3年度分に限り交付する。</p> <p>②雇用促進奨励金 (交付要件) 市内に住所を有する者(障害者を除く。)のうち、新設に伴い、事業所における事業開始の日から新規に常時雇用する従業員が、事業開始の日から起算して1年を経過した日において、引き続き市内に住所を有し、かつ、継続して雇用されている場合 (交付額及び回数) 交付要件に該当する従業員数に1人当たり50万円を乗じて得た額(その額が1,500万円を超えるときは、1,500万円とする。)を1回限り交付する。</p> <p>③障害者雇用促進奨励金 (交付要件) 市内に住所を有する障害者のうち、新設に伴い、事業所における事業開始の日から新規に常時雇用する従業員が、事業開始の日から起算して1年を経過した日において、引き続き市内に住所を有し、かつ、継続して雇用されている場合 (交付額及び回数) 交付要件に該当する従業員数に1人当たり60万円を乗じて得た額(その額が300万円を超えるときは、300</p>

			<p>万円とする。)を1回限り交付する。④水道加入分担金相当額奨励金</p> <p>(交付要件)</p> <p>幸手市水道事業給水条例(平成9年幸手市条例第23号)第11条第1項の規定により加入分担金を納付した場合</p> <p>(交付額及び回数)</p> <p>当該加入分担金相当額に2分の1を乗じて得た額(100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とし、その額が300万円を超えるときは、300万円とする。)を1回限り交付する。</p>
--	--	--	---

11241

埼玉県

鶴ヶ島市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
鶴ヶ島市企業立地による雇用等の促進に関する条例	H27.1.1	製造業を営む企業(本社又は本社機能を持つ事業所を市内に立地する場合も含む)が、以下のアからウまでの要件を全て満たす規模で、事業所を新設する場合又は増設等を行う場合 ア 敷地面積が 3,000 平方メートル以上 イ 延床面積が 1,000 平方メートル以上 ウ 常時雇用従業員(雇用保険加入者)数が 20 人以上	(1)企業に交付する奨励金 ①市内在住者雇用奨励金 操業開始日の前6ヶ月から操業開始日の後3年までの間に市内に住所を有する者を従業員として継続して1年以上雇用した場合、当該雇用した者の数に 30 万円を乗じて得た額を交付 ②従業員転入促進奨励金 市外に住所を有する従業員のうち、操業開始日の前6ヶ月から操業開始日の後3年までの間に市内に転入し、転入の日後1年間継続して市内に住所を有している者の数に 30 万円を乗じて得た額を交付 ※企業に対する奨励金の限度額は、①と②の合算額が、3年度間で 9,000 万円まで (2)従業員に交付する奨励金 ・従業員持家取得促進奨励金 市内に自らが居住する住宅を所有していない従業員が、操業開始日の前6ヶ月から操業開始日の後3年までの間に市内で住宅を取得した場合で、住宅を取得した日から5年が経過する日まで引き続き当該住宅に居住する意思を持つ者に 50 万円を交付 ※1戸の住宅に対し1人のみ、1回に限り交付 企業立地による雇用等の促進に関する奨励制度のご案内 https://www.city.tsurugashima.lg.jp/page/page002494.html

11242

埼玉県

日高市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
日高市特定施設設置奨励金交付要綱	平成 19 年 9 月 28 日	・特定施設の敷地面積が 9,000 平方メートル以上であること ※特定施設:市の企業誘致施策に適合する特定施設をいう。 ・発掘調査費用が 1,000 万円を超えていること	埋蔵文化財包蔵地に当たる立地企業に対し、埋蔵文化財調査費を一部負担する。

11246

埼玉県

白岡市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
白岡市で成長したい企業を支援する条例	H30.6	白岡市内にて新設・増設を予定している事業所で、次の要件のいずれにも該当するもの 1.敷地面積 3,000 m ² 以上 2.延床面積 1,000 m ² 以上(新設) 延床面積 500 m ² 以上(増設) 3.従業員数 10 人以上 4.申請した事業を5年以上行う見込みがあること 5.公害の発生の防止について適切な措置を講じていること 6.市税の滞納がないこと	○奨励金 (1)施設設置奨励金 新たに取得した土地、建物等に係る固定資産税等の相当額を3年度分に限り交付 (2) 雇用促進奨励金 新規雇用の従業員が市内に1年以上在住し、かつ1年以上雇用されている場合、1名につき 10 万円を交付(1回限り、限度額 300 万円)

11326

埼玉県

毛呂山町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
毛呂山町企業誘致促進条例	H21.10 H30. 4 改正	町内に事業所を新設、移設又は増設する企業 1.敷地面積 3,000 m ² 以上 2.延床面積 1,500 m ² 以上 3.公害の発生のおそれのないこと	奨励金 ○施設設置奨励金 ・事業所の用に供する土地及び家屋並びに償却資産(自己の所有するものに限る。)に対する固定資産税相当額の 1/2 を3年間交付 ○町内在住者雇用奨励金 ・事業開始の日前6ヶ月から事業開始の日後6ヶ月までの間に、町内に住所を有する者を正規従業員として新規雇用し、当該雇用の日から1年を経過した日において、引き続き町内に住所を有し、かつ継続して雇用している場合、1人につき 30 万円を奨励金として交付(1回限り、上限額 300 万円) ○従業員転入奨励金 ・町外に住所を有する正規従業員の方が、事業開始の日前6ヶ月から事業開始の日後6ヶ月までの間に町内に転入し、当該転入の日から1年を経過した日において引き続き町内に住所を有し、かつ継続して雇用されている場合、1人につき 30 万円を奨励金として交付(1回限り、上限額 300 万円)

11327

埼玉県

越生町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
新設 (1)敷地面積 1,000 m ² 以上 (2)延床面積 500 m ² 以上 (3)公害発生がないこと	常時雇用従業員数 5	初年度 課税免除 2年度 0.28/100 3年度 0.56/100	固定資産税 (工場適地および 工業系土地利用 区域等)	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
越生町水道事業給水条例	H10.3 (H27.4 改正)	水道使用量が1ヶ月に 10,000 m ³ 以上になると見込まれる使用者	水道料金を協議により減額

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
滑川町企業誘致条例	H21.9.15	<p>町内に新設(町内に新たに事業所を設けること)または、増設(継続して5年以上の期間町内に事業所を有する企業等が当該事業所の敷地内又は町内の新たな場所に事業所を設けること)により、事業所を設けること。</p> <p>①それぞれの誘致地域(東松山工業団地内を除く。)における用途に適合した事業所を新設又は増設すること。</p> <p>②事業の用に供する土地の面積が3,000平方メートル以上又は投下固定資産額が2億円以上であること。増設の場合は土地の面積が1,500平方メートル以上又は投下固定資産額が1億円以上であること。</p> <p>③操業開始の予定期日が誘致地域の土地譲渡契約後3年以内であること。ただし、増設の場合は、この限りでない。</p> <p>④事業所の立地に伴う環境の保全について適切な措置を講じていること。</p> <p>⑤滑川町工業立地行政推進委員会の審査を経て立地する企業等であること。</p> <p>⑥事業内容が立地場所にふさわしいものであり、産業の振興に寄与するものであると町長が認めるものであること。</p>	<p>指定企業に対して当該指定にかかる事業所に賦課される固定資産税に相当する額の範囲内において奨励金を交付する。</p> <p>前項の規定による奨励措置を講ずる期間は、事業所の主たる施設が操業を開始した日の属する年の翌年の4月1日から起算して3年以内(以下「交付対象期間」という。)とする。</p> <p>奨励金の各年度の交付時期は、交付対象期間における各年度の固定資産税の納期限が属する年度の翌年度とする。</p> <p>各年度に交付する奨励金は、前項の固定資産税額に次に掲げる割合を乗じて得た額(当該割合を乗じて得た金額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該金額を切り捨てた額)を奨励金として交付することができる。</p> <p>第1年度 固定資産税に相当する額の100分の100以内 第2年度 固定資産税に相当する額の100分の75以内 第3年度 固定資産税に相当する額の100分の50以内</p> <p>(この条例は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。)</p>

11342

埼玉県

嵐山町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
嵐山町企業誘致条例	H26. 3	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の敷地面積 1,000 m²以上であること。ただし、増設の場合（敷地を拡張した場合に限る。）は、拡張した部分の敷地面積が 500 m²以上であること。 ・事業所の延床面積が 500 m²以上であること。ただし、増設の場合は、増加した部分の延床面積が 250 m²以上であること。 ・公害を発生させる恐れがないこと。 ・町税等の滞納がないこと。 ・常時雇用する従業員が 10 人以上であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業奨励金 取得または賃借した土地、建物及び償却資産に対して課された固定資産税に相当する額を事業所の事業開始の翌年度から3年度分交付します。（増設の場合には、固定資産税額に相当する額には償却遺産分は含みません。） ・雇用促進奨励金 事業開始前6ヶ月の間に常時雇用（契約社員を含む）された町民が、事業開始1年経過後に引き続き町内に住所を有し、かつ継続雇用されている場合、1人あたり 10 万円を交付します。（1回限り、限度額 300 万円） ・従業員転入奨励金 正規雇用の従業員が事業開始後6ヶ月の間に町内へ転入し、事業開始1年経過時に引き続き町内に住所を有し、かつ継続雇用されている場合、対象者1人あたり 10 万円を交付します。（1回限り、限度額 300 万円） ・水道加入金の減額措置 水道加入金相当額に2分の1を乗じて得た額を減額します。（1回限り、限度額 500 万円）

※詳しくは <http://www.town.ranzan.saitama.jp/0000001630.html> をご覧ください。

11347

埼玉県

吉見町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
吉見町企業等誘致に関する条例	H19.9	(1)誘致地域に新設の場合 事業の用に供する土地の面積が 3,000 m ² 以上又は投下固定資産額が2億円以上であること	○企業立地奨励金 第1年度 固定資産税に相当する額の 100/100 以内
		(2)誘致地域に増設の場合 事業の用に供する土地の面積が 1,500 m ² 以上又は投下固定資産額が1億円以上であること	第2年度 固定資産税に相当する額の 75/100 以内 第3年度 固定資産税に相当する額の 50/100 以内
		企業立地奨励金を受ける指定企業が、町内に在住する者を常時に雇用する従業員として新規雇用し、継続して1年以上雇用した場合	○雇用奨励金 1人につき 10 万円 限度額 300 万円 (交付回数1回限り)

11349

埼玉県

ときがわ町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員 (人以上)			
埼玉県圏央道・外環道ゾーン地域産業活性化基本計画における集積区域内 ○県知事による企業立地計画の承認 ○最低取得金額2億円以上	—	初年度 10/10 減額 2年度 8/10 減額 3年度 6/10 減額	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
ときがわ町企業立地支援条例	H20.3	埼玉県圏央道・外環道ゾーン地域産業活性化基本計画における集積区域内 ○県知事による企業立地計画の承認 ○最低取得金額2億円以上	奨励金 ○不均一課税期間内、町民を引き続き雇用した場合、一人当たり30万円の雇用奨励金 (一企業 1,500万円を限度)

11361

埼玉県

横瀬町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
横瀬町中小企業 経営基盤強化支 援補助金交付要 綱(新規創業支援 補助金)	H27.4	次に掲げる要件を備える中小企業者 (1)町内に本店又は支店若しくは営業所 を有すること (2)次のいずれかに該当する者で、平成 25年4月1日以降、町内に本店又は支 店若しくは営業所を新たに設置した者 ア. 事業の用に供する建物を新築・増築・ 改築した者 イ. 事業の用に供する建物を賃借してい る者 (3)町税の滞納がないこと (4)過去に同一の事業について本補助金 の交付を受けていないこと	補助金 ○補助金額 (1)新築・増改築の場合 操業開始後の当該建物に係る年間固定資 産税相当額(一年度につき50万円を限度) (2)賃借の場合 操業開始後の当該建物に係る年間賃料(共 益費及び光熱水費を除く)の10%に相当する 額(一年度につき20万円を限度) ○補助期間 操業開始日の属する年度の翌年度(操業開 始日が1月1日から3月31日までの間にある場 合は翌々年度)から起算して最大3年度
横瀬町創業資金 借入利子補給金 交付要綱	H28.4	町内で創業後2年未満の企業で町税 の滞納がない者	利子補給 ○対象資金 埼玉県制度融資資金及び株式会社日本政 策金融公庫が実施する融資制度資金のうち、 創業者を対象とするもの ○利子補給金の額 借入金に対する前年の年間支払利子額(延 滞利子を除く)の全額(一企業につき年間20万 円を限度) ○対象期間 融資契約ごとに利子償還開始月から3年間

11362

埼玉県

皆野町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
皆野町企業誘致条例	H20.3	<p>○企業要件</p> <p>公害の発生するおそれがなく、工場、倉庫等と附属した関連施設を設置する事業所で、次に掲げる以外の企業</p> <p>大規模小売店舗立地法2条2項に規定する小売業、葬儀業、遊戯業、産業廃棄物処理業、宗教</p> <p>○指定要件</p> <p>事業所用地面積</p> <p>新設 1,000 m²以上</p> <p>増設・移設 500 m²以上</p> <p>事業所延床面積</p> <p>新設 500 m²以上</p> <p>増設・移設 250 m²以上</p> <p>常時雇用従業員</p> <p>町内居住者1人以上</p> <p>○指定の取り消し</p> <p>公害の発生するおそれがあり、その措置を講じなかったとき。町税を滞納したとき等</p>	<p>奨励金</p> <p>①固定資産税相当額奨励金</p> <p>事業所用の取得した土地、家屋及び償却資産に賦課される固定資産税相当額</p> <p>課税年度から3年間交付</p> <p>②上水道加入金及び下水道分担金相当額奨励金</p> <p>納付した加入金(消費税及び地方消費税を除いた額)及び分担金相当額の1/2を乗じた額を予算範囲内で交付</p> <p>300万円を限度(1,000円未満の端数は切り捨て)</p>
皆野町企業誘致奨励金交付要綱	H20.3	<p>○交付対象者</p> <p>企業誘致条例に基づく立地企業へ、賃貸借契約をして用地を提供した地主</p> <p>ただし、町税を滞納していない者</p>	<p>奨励金額</p> <p>①企業立地した土地に係る固定資産税額の1/2を乗じた額(100円未満は切り捨て)</p> <p>②奨励金交付期間</p> <p>企業立地し事業開始後の課税年度から3年間</p>

11365

埼玉県

小鹿野町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
小鹿野町企業誘致 条例	H26.4	<p>○企業要件 公害の発生するおそれのない事業所、規則で定める要件を有するもの</p> <p>○指定要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所用地面積 新設 1,000 m²以上 増設 500 m²以上 ・事業所延床面積 新設 500 m²以上 増設 250 m²以上 ・投下固定資産の取得費 合計額3千万円以上 ・常時雇用従業員 町内居住者1名以上の新規雇用 <p>○指定の取り消し 公害の発生するおそれがあり、その措置を講じなかったとき。町税を滞納したとき等</p>	<p>奨励金</p> <p>①施設奨励金 ・投下固定資産に課される固定資産税相当額 ・課税年度から3年間交付</p> <p>②雇用促進奨励金 ・1人当たり10万円 ・1回限り交付、限度額300万円</p> <p>③法人町民税奨励金 ・法人町民税相当額 ・1回限り交付、限度額100万円 (新設の場合)</p> <p>④水道加入金相当額奨励金 ・1回限り交付、限度額300万円 (新規加入の場合)</p>
小鹿野町企業誘致 奨励金交付要綱	H26.4	<p>○交付対象者 企業誘致条例に基づく立地企業へ、賃貸借契約をして用地を提供した地主</p>	<p>奨励金</p> <p>○企業立地した土地に係る固定資産税額の1/2を乗じた額</p> <p>○課税年度から3年間交付</p>

11381

埼玉県

美里町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
美里町工場立地促進条例	H20.3	【対象業種】 製造業、情報通信業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、自然科学研究所	
	H27.3 改正		
	H30.12 改正		
		【交付要件】 次の①から⑤のすべての要件に該当すること。 工場等の新設又は増設 ①投下固定資産額 1億円以上 ②敷地面積 新設 3,000 m ² 以上 増設 1,500 m ² 以上 ③延床面積 新設 1,000 m ² 以上 増設 500 m ² 以上 ④常時雇用従業員数 20人以上 ⑤公害発生のおそれのないこと	奨励金 ○工場等設置奨励金 ・3年間分の固定資産税相当額 ○雇用促進奨励金 ・新規雇用した常用従業員数(※)×10万円(限度額 300万円) ※操業開始の日以前から町内に居住し、操業開始日から1年以上継続して雇用している常用従業員 ○法人町民税奨励金 ・操業開始翌年度に町が賦課する法人町民税相当額(限度額 100万円)
	【交付要件】 次の①から⑤のすべての要件に該当すること。 ①投下固定資産額 3億円以上 ②敷地面積 新設 8,000 m ² 以上 増設 4,000 m ² 以上 ③延床面積 新設 2,000 m ² 以上 増設 1,000 m ² 以上 ④常時雇用従業員数 20人以上 ⑤公害発生のおそれのないこと	奨励金 ○水道奨励金 ・美里町水道事業給水条例に規定する加入金(1/2以内) ○道路整備奨励金 町長が必要と認める道路改良及び新設に要した工事費 ・公共性の高い道路整備の場合、1/2以内(限度額 5,000万円) ・公共性の低い道路整備の場合、3/10以内(限度額 3,000万円)	

11383

埼玉県

神川町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
—	—	不均一課税 0.35/100	固定資産税 (過疎地域に係 るもの)	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
神川町企業誘致条例	H18.1 H27.9 改正	<p>○対象産業 農業、林業、製造業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業</p> <p>○交付要件 次の①または②のいずれかに該当すること。</p> <p>① 新設しようとする事業所の用地面積が3,000 平方メートル以上、増設にあつては、1,500 平方メートル以上で、かつ、事業所の事業開始に伴い、町内に居住する者の1人以上の新規雇用があること。</p> <p>② 新設しようとする事業所の投下固定資産額が1億円以上、増設にあつては5千万円以上で、かつ、事業所の事業開始に伴い、町内に居住する者の1人以上の新規雇用があること。</p>	<p>奨励金</p> <p>○施設奨励金 企業が取得した土地、家屋及び償却資産に賦課される固定資産税に相当する額を3年間交付。</p> <p>○雇用促進奨励金 企業が新規雇用した者の数に15万円を乗じて得た額(300万円を限度とし、1回限り)を交付。</p> <p>○法人町民税奨励金 企業が事業開始の日の属する年度の翌年度に係る法人町民税に相当する額(100万円を限度とし、1回限り)を交付。 ※事業所の新設を行った場合に限る。</p> <p>○埋蔵文化財調査奨励金 企業が取得した土地において、埋蔵文化財調査に要した費用の2分の1に相当する額(500万円を限度とし、1回限り)を交付。</p>

11385

埼玉県

上里町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
上里町企業誘致条例・施行規則	H21.9.15	新設しようとする事業所の用地面積が、3,000 m ² 以上で、町内居住者を1人以上新規雇用。又は、新設した事業所の投下固定資産額が1億円以上で、町内居住者を1人以上新規雇用。	・固定資産税相当額を3年間助成 ・新規雇用(町民で1年以上継続雇用) 1人あたり100千円を助成(1回) (限度額3,000千円) ・法人町民税相当額を1年度分を助成 (1回)(限度額1,000千円)

11408

埼玉県

寄居町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
工場等の投下固定資産額 10 億円以上 敷地面積1万 m ² 以上 延床面積 5,000 m ² 以上 土地取得後、3年以内に工場等の操業を開始すること	常時雇用する従業員数 20 人以上(うち町内に住所を有する雇用者数 10 人以上)	課税免除	固定資産税(土地、家屋及び償却資産(機械及び装置に限る))(特定地域に工場等の新設)	3か年度

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
寄居町企業誘致条例	H20.3	特定地域に工場等の新設 1.投下固定資産額 3,000 万円以上 2.敷地面積 3,000 m ² 以上 3.常時雇用する従業者数 10 人以上、うち町内に住所を有する雇用者数5人以上 4.土地取得後、3年以内に工場等の操業を開始すること	奨励金 ○工場等に対する固定資産税相当額(土地、家屋及び償却資産(機械及び装置に限る)を3か年度奨励金として交付 ただし、税の免除措置を受けたものを除く
		特定地域に工場等の新設又は増設 1.投下固定資産額 10 億円(増設5億円)以上 2.敷地面積1万 m ² (増設 5,000 m ²)以上 3.延床面積 5,000 m ² (増設 2,500 m ²)以上 4.常時雇用する従業者数 20 人(増設 10 人)以上、うち町内に住所を有する雇用者数 10 人(増設5人)以上 5.町と企業誘致環境整備事業に関する協定を締結すること 6.土地取得後、2年以内に工場等の建設に着手すること	企業誘致環境整備事業 ○町施行のインフラ整備事業(道路の新設・改良) ○町は工事と設計監理を行う ○町が負担する費用は工事費のみで、上限額1億円

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
杉戸屏風深輪産業団地企業誘致条例	H27.6	<p>○ 杉戸屏風深輪産業団地に事業所を新設する企業</p> <p>1. 事業所の敷地面積が3,000 平方メートル以上であること</p> <p>2. 事業所の延床面積が1,500 平方メートル以上であること</p> <p>3. 事業所において、常時雇用する従業員数が10人以上であること</p> <p>4. 町税の滞納がないこと</p> <p>5. 公害を発生させるおそれがないこと</p>	<p>①固定資産税相当額奨励金 (交付要件) 新設を行った場合 (交付額及び回数) 新設のために取得した土地、建物及び償却資産に対して課された各年度に納付すべき固定資産税相当額に次に掲げる割合を乗じて得た額の奨励金を予算の範囲内で交付することができる。ただし、その年度に賦課した固定資産税を納期限までに完納しないときは、当該年度の固定資産税額相当奨励金は交付しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1年度 10 分の5以内 ・第2年度 10 分の4以内 ・第3年度 10 分の3以内 ・第4年度 10 分の2以内 ・第5年度 10 分の1以内 <p>②雇用促進奨励金 (交付要件) 町内に住所を有する者(障がい者(規則で定める者をいう。以下この表において同じ。)を除く。)のうち、新設に伴い、事業所における事業開始の日から1年以内の期間に新規に常時雇用され、雇用の日から起算して1年を経過した日において、引き続き町内に住所を有し、かつ、継続して雇用されている場合 (交付額及び回数) 交付要件に該当する従業員数に1人当たり 50 万円を乗じて得た額(その額が2,000 万円を超えるときは、2,000 万円とする。)を1回限り交付する。</p> <p>③障害者雇用促進奨励金 (交付要件) 町内に住所を有する障がい者のうち、新設に伴い、事業所における事業開始の日から1年以内の期間に新規に常時雇用され、雇用の日から起算して1年を経過した日において、引き続き町内に住所を有し、かつ、継続して雇用されている場合</p>

			<p>(交付額及び回数)</p> <p>交付要件に該当する従業員数に1人当たり 60 万円を乗じて得た額(その額が 300 万円を超えるときは、300 万円とする。)を1回限り交付する。</p>
--	--	--	---

11465

埼玉県

松伏町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
松伏町企業立地に係る雇用促進奨励交付要綱	H30.3	<p>○松伏町に事業所を新設、増設又は移設する企業</p> <p>1. 事業所の敷地面積が3,000平方メートル以上であること</p> <p>ただし、増設の場合は、拡張した部分の敷地面積が1,500平方メートル以上であること</p> <p>2. 事業所の延床面積が1,500平方メートル以上であること</p> <p>ただし、増設の場合は、増加した部分の延床面積が750平方メートル以上であること</p> <p>3. 公害を発生するおそれがないこと</p> <p>4. 町税の滞納がないこと</p> <p>5. 事業所において、常時雇用する従業員数が10人以上であること</p>	<p>○雇用促進奨励金</p> <p>(交付要件)</p> <p>新設等に伴い、認定事業者が常時雇用する従業員で、町内に住所を有するものうち、事業所における事業開始の日前6月から事業開始の日後6月までの間に新規に雇用された従業員が事業開始の日から1年を経過した日において、引き続き町内に住所を有し、かつ、継続して雇用されている場合</p> <p>(交付額及び回数)</p> <p>交付要件に該当する従業員数に1人当たり10万円を乗じて得た額(その額が300万円を超えるときは、300万円とする。)を1回に限り交付する。</p>

11363

埼玉県

長瀬町

〈奨励金等、優遇措置等〉

適用基準	措置事項
<p>(1)事業所の敷地面積が 1,000 平方メートル以上であること。 増設の場合は敷地面積は問いません。</p> <p>(2)事業所の延床面積が 500 平方メートル以上であること。 増設の場合は、増加した部分の延床面積が 250 平方メートル以上であること。</p> <p>(3)事業所の投下固定資産の取得費の合計が 5,000 万円以上であること。</p> <p>(4)公害を発生させるおそれがないこと。</p> <p>(5)町内に在住する者の 1 人以上の新規雇用があること。</p>	<p>1、施設奨励金 投下固定資産に対して課せられた固定資産税に相当する金額を、事業開始後最初に課せられる年度から起算して 3 年間交付します。</p> <p>2、雇用促進奨励金 新規雇用した者のうち長瀬町企業誘致条例施行規則第 6 条で定める要件に該当する者の数に 10 万円を乗じて得た金額(上限 300 万円)を 1 回限り交付します。</p> <p>3、法人町民税奨励金 事業開始の属する翌年度に係る本町が課税する法人町民税に相当する金額(上限 100 万円)を 1 回限り交付します。</p> <p>4、水道加入金相当額奨励金 水道加入金(消費税及び地方消費税相当額を除いた金額)に相当する金額(上限 300 万円)を交付します。</p> <p>5、埋蔵文化財調査奨励金 埋蔵文化財調査に要した費用の 2 分の 1 に相当する金額(上限 500 万円)を 1 回限り交付します。</p>